

法務省赤れんが棟 【写真提供: 法務省大臣官房秘書課】

第編

犯罪の動向

第1章 刑法犯

第2章 特別法犯

第3章 諸外国における犯罪動向

第一章

章 刑法犯

第1節 主な統計データ

令和4年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

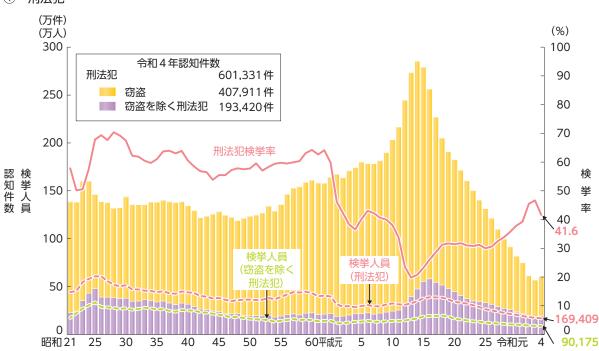
なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死 傷等に係る数値も参考値として掲載している(交通犯罪については、第4編第1章参照)。

1512 1 1 1	主な統計デ	VIIIV—3	(前年比)	[平成15年比]
① 認知件数				
刑法犯	601,331件	(+33,227件、	+ 5.8%)	[-78.4%]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	193,420件	(+7,085件、	+ 3.8%)	[-65.1 %]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	283,882件	(-5,872件、	- 2.0%)	[-66.8 %]
うち危険運転致死傷	735件	(+38件、	+5.5%)	[+138.6%]
うち過失運転致死傷等	283,147件	(-5,910件、	- 2.0%)	[-66.9%]
② 検挙件数				
刑法犯	250,350件	(-14,135件、	- 5.3%)	[-61.4%]
窃盗を除く刑法犯	102,228件	(-1,241件、	- 1.2%)	[-52.3%]
③ 検挙人員				
刑法犯	169,409人	(-5,632人、	- 3.2%)	[- 55.4 %]
窃盗を除く刑法犯 (参考値)	90,175人	(-506人、	- 0.6%)	[-52.1 %]
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	290,689人	(-7,193人、	- 2.4%)	[-67.3 %]
うち危険運転致死傷	737人	(+43人、	+6.2%)	[+139.3%]
うち過失運転致死傷等	289,952人	(-7,236人、	- 2.4%)	[-67.4%]
④ 発生率				
刑法犯	481.3	(+28.6)		[-1,703.7]
窃盗を除く刑法犯	154.8	(+6.3)		[-279.3]
(参考値)				
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	227.2	(-3.7)		[-443.2]
うち危険運転致死傷	0.6	(+0.0)		[+ 0.3]
うち過失運転致死傷等	226.6	(-3.7)		[-443.6]
⑤ 検挙率				
刑法犯	41.6%	(-4.9pt)		[+18.4pt]
窃盗を除く刑法犯	52.9%	(- 2.7pt)		[+14.2pt]
警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による				

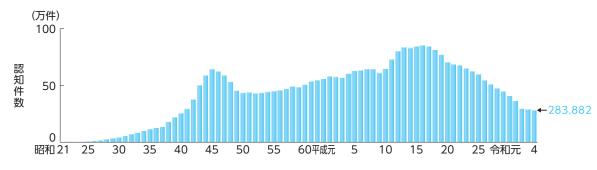
刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移(昭和21年以降)は、**1-1-1-1**図のとおりである (CD-ROM資料**1-1**参照)。

犯罪の動向





② (参考値) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等



- 1 警察庁の統計による。
 - 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 - 3 道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷は、昭和40年以前は「②(参考値)危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に、 41年以降は「①刑法犯」にそれぞれ含まれる。

認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万3,739件にまで達 した後、15年以降は減少に転じ、27年から令和3年までは戦後最少を更新していたが、4年は20 年ぶりに増加し、60万1,331件(前年比3万3,227件(5.8%)増)であった。平成15年からの認 知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた(本章第2節1項 参照)ことに伴うものである。なお、新型コロナウイルス感染症と刑法犯認知件数の推移について は、コラム2参照。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年(1,439.8)から毎年上昇 し、14年には戦後最高の2,238.5を記録した後、15年から低下に転じていたが、令和4年は481.3 (前年比28.6上昇)となった(1-1-1-1図CD-ROM参照)。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率(罪名別)

(令和4年)

										(令和4年)
罪 名	認 知	件 数	発	生 率	検挙	件 数	検 挙	人員	検	挙 率
総数	601,331	(+33,227)	481.3	(+ 28.6)	250,350	(-14,135)	169,409	(-5,632)	41.6	(-4.9)
殺 人	853	(-21)	0.7	(-0.0)	817	(-66)	785	(-63)	95.8	(-5.3)
強盗	1,148	(+10)	0.9	(+0.0)	1,060	(-70)	1,322	(-138)	92.3	(-7.0)
放 火	781	(+ 32)	0.6	(+0.0)	644	(-20)	532	(-2)	82.5	(-6.2)
強制性交等	1,655	(+ 267)	1.3	(+0.2)	1,401	(+71)	1,339	(+88)	84.7	(-11.2)
凶器準備集合	11	(+5)	0.0	(+0.0)	12	(+8)	34	(+ 22)	109.1	(+42.4)
暴行	27,849	(+1,413)	22.3	(+1.2)	23,313	(+ 56)	23,964	(- 29)	83.7	(-4.3)
傷害	19,514	(+1,369)	15.6	(+1.2)	15,845	(+260)	17,532	(+7)	81.2	(-4.7)
脅 迫	4,037	(+144)	3.2	(+0.1)	3,393	(+20)	2,993	(+ 29)	84.0	(-2.6)
恐喝	1,290	(+53)	1.0	(+0.0)	936	(-136)	1,159	(-71)	72.6	(-14.1)
窃 盗	407,911	(+ 26,142)	326.5	(+ 22.3)	148,122	(-12,894)	79,234	(-5,126)	36.3	(-5.9)
詐 欺	37,928	(+4,575)	30.4	(+3.8)	16,084	(-443)	10,507	(+ 107)	42.4	(-7.1)
横 領	13,767	(+739)	11.0	(+0.6)	9,923	(-212)	9,309	(-308)	72.1	(-5.7)
遺失物等横領	12,335	(+589)	9.9	(+0.5)	8,842	(-214)	8,372	(-308)	71.7	(-5.4)
偽 造	1,790	(-103)	1.4	(-0.1)	1,516	(+88)	929	(-62)	84.7	(+9.3)
贈 収 賄	42	(-5)	0.0	(-0.0)	40	(-12)	63	(-16)	95.2	(-15.4)
背 任	80	(+ 17)	0.1	(+0.0)	59	(+8)	64	(+4)	73.8	(-7.2)
賭博・富くじ	164	(+ 34)	0.1	(+0.0)	150	(+ 29)	542	(+ 24)	91.5	(-1.6)
強制わいせつ	4,708	(+425)	3.8	(+0.4)	4,062	(+194)	3,067	(+164)	86.3	(-4.0)
公然わいせつ	2,387	(-44)	1.9	(-0.0)	1,587	(-259)	1,319	(-133)	66.5	(-9.5)
わいせつ物頒布等	874	(-176)	0.7	(-0.1)	849	(-68)	504	(-59)	97.1	(+9.8)
公務執行妨害	2,176	(+82)	1.7	(+0.1)	2,116	(+80)	1,654	(+ 57)	97.2	(+0.0)
失 火	211	(-33)	0.2	(-0.0)	135	(+6)	112	(-4)	64.0	(+11.1)
住 居 侵 入	9,514	(-266)	7.6	(-0.2)	5,232	(-446)	3,325	(-100)	55.0	(-3.1)
略取誘拐・人身売買	390	(+1)	0.3	(+0.0)	369	(+4)	377	(+1)	94.6	(+0.8)
盗品譲受け等	722	(-11)	0.6	(-0.0)	631	(-83)	534	(-73)	87.4	(-10.0)
器 物 損 壊	54,750	(-2,175)	43.8	(-1.5)	7,879	(-584)	4,520	(-43)	14.4	(-0.5)
暴力行為等処罰法	26	(+16)	0.0	(+0.0)	21	(+9)	26	(+6)	80.8	(-39.2)
そ の 他	6,753	(+737)	5.4	(+0.6)	4,154	(+325)	3,663	(+86)	61.5	(-2.1)

(参考値)

危険運転致死傷	735	(+ 38)	0.6	(+0.0)	735	(+38)	737	(+43)	100.0	(-)
過失運転致死傷等	283,147	(-5,910)	226.6	(-3.7)	283,147	(-5,910)	289,952	(-7,236)	100.0	(-)

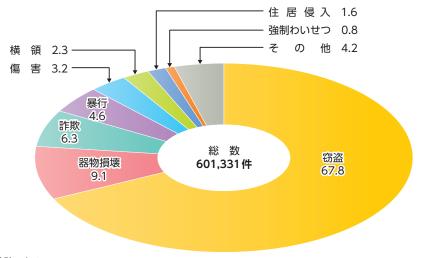
¹ 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

令和4年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、1-1-1-3図のとおりである。

[「]遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。

^{3 ()}内は、前年比である。

犯罪の動向

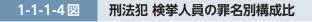


- 注 1 警察庁の統計による。
 - 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

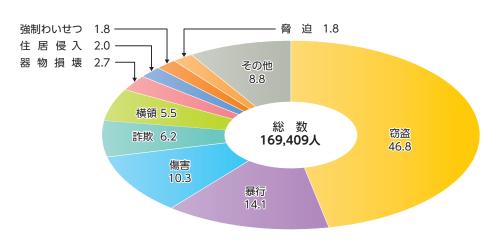
2 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新しており、令和4年は16万9,409人(前年比5,632人(3.2%)減)であった(1-1-1-1図CD-ROM参照)。

令和4年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4図のとおりである(罪名別の検挙人員については、1-1-1-2表参照)。



(令和4年)

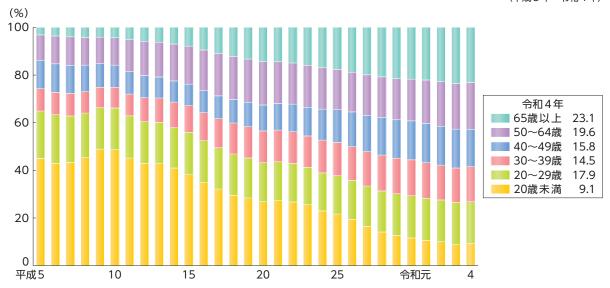


- 注 1 警察庁の統計による。
 - 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移(最近30年間)を見ると、1-1-1-5図のとおりである(男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM参照)。65歳以上の高齢者の構成比は、平成5年には3.1%(9,314人)であったが、令和4年は23.1%(3万9,144人)を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいる(高齢者犯罪の動向については、第4編第8章参照)。一方、20歳未満の者の構成比は、平成5年には45.0%(13万3,979人)であったが、その後減少傾向にあり、令和2年に9.8%(1万7,904人)と、昭和48年以来初めて10%を下回り、令和4年は9.1%(1万5,376人)であった(少年非行の動向については、第3編第1章参照)。

1-1-1-5図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成5年~令和4年)



注 1 警察庁の統計による。 2 犯行時の年齢による。

令和4年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表 のとおりである(女性犯罪の動向については、第4編第7章参照)。

1-1-1-6表 刑法犯 検挙人員(罪名別、男女別)

(令和4年)

					(力和44)
罪 名	総数		男性	女 性	女性比
刑 法 犯	169,409	(100.0)	132,388	37,021	21.9
殺 人	785	(0.5)	586	199	25.4
〔嬰児殺〕	10	(0.0)	_	10	100.0
強盗	1,322	(8.0)	1,195	127	9.6
放 火	532	(0.3)	408	124	23.3
暴 行	23,964	(14.1)	20,384	3,580	14.9
傷害	17,532	(10.3)	15,769	1,763	10.1
恐喝	1,159	(0.7)	1,056	103	8.9
窃盗	79,234	(46.8)	53,993	25,241	31.9
〔万引き〕	45,826	(27.1)	26,741	19,085	41.6
詐 欺	10,507	(6.2)	8,399	2,108	20.1
横 領	9,309	(5.5)	8,016	1,293	13.9
遺失物等横領	8,372	(4.9)	7,250	1,122	13.4
偽 造	929	(0.5)	728	201	21.6
そ の 他	24,136	(14.2)	21,854	2,282	9.5

- 1 警察庁の統計による。 注
 - ()内は、罪名別構成比である。
 - []内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。
 - 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

3 検挙率

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年か ら回復傾向にあり、一時横ばいで推移した後、26年以降上昇していたものの、令和4年は再び低下 し、41.6% (前年比4.9pt低下) であった (1-1-1-1 図 CD-ROM 参照)。

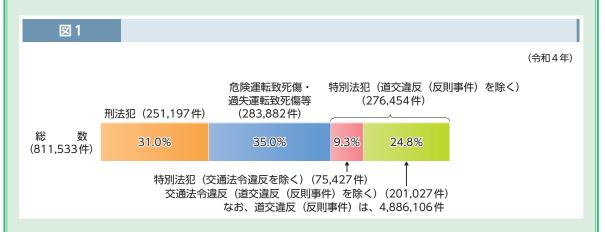
令和4年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

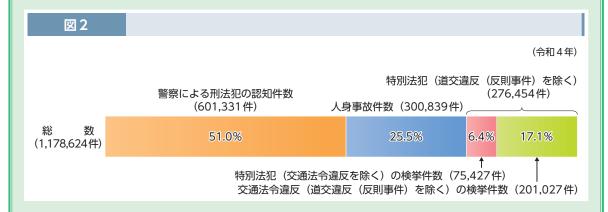
コラム 1 刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み

令和4年は、刑法犯の認知件数が20年ぶりに前年から増加したが、このコラムでは、令和 4年版犯罪白書に掲載した同様のコラムに引き続き、刑法犯以外も含めた我が国における犯 罪の全体像を把握するための試みを継続していく。

まず、(ア)刑法犯、(イ)危険運転致死傷・過失運転致死傷等、(ウ)特別法犯(交通法令 違反を除く。)及び(エ)交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)について、横並び にして比較すべく、それぞれの検挙件数の合計を見ることとし、警察以外により検挙された ものも含め、令和4年における司法警察職員による上記(ア)ないし(エ)の検挙件数及び 構成比を見ると、図1のとおりである。いずれの検挙件数も、4年は前年から減少しており、 各構成比は前年とほぼ同じである(CD-ROM参照)。

次に、我が国における犯罪の全体像をできる限り把握するため、検挙には至らなかった犯 罪についても考慮すべく、(ア)刑法犯については、警察による認知件数を、(イ)危険運転 致死傷・過失運転致死傷等については、人身事故件数を、(ウ)特別法犯(交通法令違反を除 く。)及び(エ)交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)については検挙件数を、そ れぞれ用いて合算したところ、図2のとおりである。図2は厳密には概念が一致しない数値 を合算した図であることに留意しつつ、飽くまで検挙に至らなかった犯罪の存在をイメージ するものであるとの前提でこれを見ると、前年と比べて増加したのは、刑法犯の認知件数の みであるが、合算値は前年を上回っており、全体として犯罪の脅威が大きくなっていること が懸念される (CD-ROM参照)。





以上は、警察等の司法警察職員が把握した犯罪であり、さらには、被害者が犯罪被害に遭 いながらも、警察等への届出等を行わなかったいわゆる暗数の存在についても留意が必要で あり、我が国における犯罪の脅威は、これらをも総合して考える必要がある。

また、図3のとおり、例えば、令和4年における児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反及び危険運転致死傷の検挙件数については、増加傾向又は高止まり状態が継続し、特にサイバー犯罪や特殊詐欺などの比較的新しい犯罪類型の件数が前年よりも増加している。ここで取り上げた以外にも、例えば強制性交等の認知件数は前年より大きく増加するなど(本章第2節2項参照)、個別の犯罪類型ごとに見ても、我が国における犯罪情勢がいまだ決して安心できる状況にはないことが分かる。



我が国の犯罪情勢については、以上のとおり幾つかの留意すべき点があり、その動向について、引き続き様々な角度から注視していく必要がある。

- 注 図1 (1)法務総合研究所が資料を入手し得た数値で作成した(詳細はCD-ROM参照)。(2)警察庁の統計、警察庁交通 局の統計、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省商務情報政策局産業保安グルー プの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料、水産庁資源管理部の資料及び法務省矯正局の資料による。(3) 水産庁資源管理部の資料による検挙件数は、令和3年の数値である。(4)交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。) の検挙件数は、送致件数を計上している。(5)警察以外による検挙件数は、漁業監督官(吏員)によるものを除き、送致 件数を計上している。(6)罪種が不詳のものは、刑法犯に計上している。
 - 図2 (1) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等については、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる人身事故件数の数値を参考として用いた。特別法犯(交通法令違反を除く。)及び交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)については、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる数値は検挙件数であることから、これを参考として用いた。(2)「人身事故」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものをいう。(3)「刑法犯の認知件数」及び「人身事故件数」は、警察において把握したものに限る。(4) 脚注図1 (1)、(3) 及び(4) に同じ。(5) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省商務情報政策局産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料及び水産庁資源管理部の資料による。(6) 水産庁資源管理部の資料による検挙件数は、令和3年の数値である。
 - 図3 (1) ①・②は警察庁生活安全局の資料、③は警察庁サイバー警察局の資料、④は警察庁刑事局の資料、⑤は厚生労働省医薬・生活衛生局の資料、⑥は警察庁の統計に、それぞれよる。(2) 詳細については、①につき第4編第6章第1節、②につき同章第2節、③につき同編第5章、④につき第1編第1章第2節3項(4)、⑤につき第4編第2章第1節2項、⑥につき同編第1章第2節2項を、それぞれ参照。

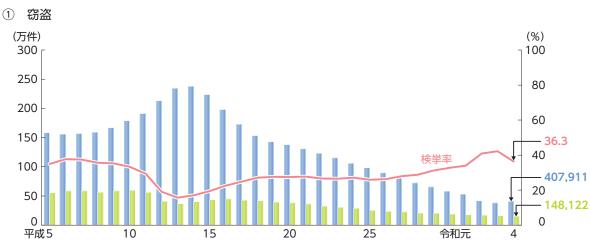
第2節 主な刑法犯

窃盗は、認知件数において刑法犯の7割近くを占める(1-1-1-3図参照)。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)を見ると、1-1-2-1図①のとおりである。平成7年から13年まで、認知件数の増加と検挙率の低下が続いていたが、14年から検挙率が上昇に転じ、認知件数も、戦後最多を記録した同年(237万7,488件)をピークに15年から減少に転じた。認知件数は、26年以降令和3年まで、毎年戦後最少を更新し続けていたが、令和4年は、40万7,911件(前年比2万6,142件(6.8%)増)であった。検挙件数は、平成17年から減少し続けており、令和4年は、14万8,122件(同1万2,894件(8.0%)減)であった。検挙率は、前年より5.9pt低下し、36.3%であった(1-1-1-1図CD-ROM参照)。

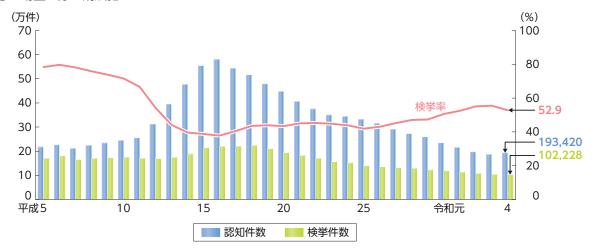
窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)は、1-1-2-1 図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,193件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続けていたが、令和4年は、19万3,420件(前年比7,085件(3.8%)増)であった。検挙率は、平成16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあったが、令和4年は52.9%(同2.7pt低下)であった(1-1-1-1 図CD-ROM参照)。

1-1-2-1 図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移(窃盗・窃盗を除く刑法犯別)

(平成5年~令和4年)



② 窃盗を除く刑法犯

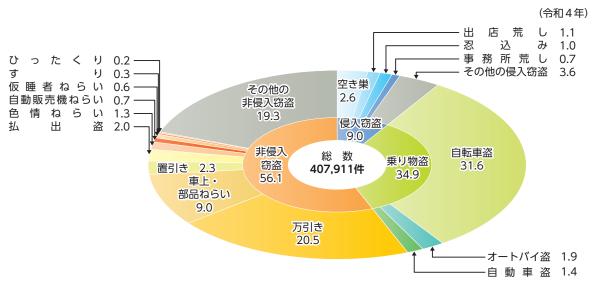


注 警察庁の統計による。

3 窃盗

令和4年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである(手口別の認知件数については、CD-ROM参照)。





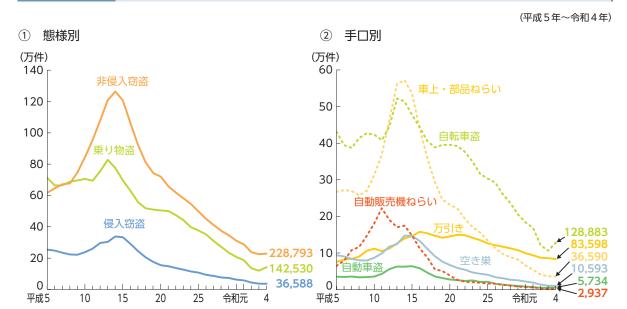
- 注 1 警察庁の統計による。
 - 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM(CDを含む。)から現金を窃取するものをいう。
 - 3 「その他の侵入窃盗」は、倉庫荒し、金庫破り、病院荒し等である。
 - 4 「その他の非侵入窃盗」は、職場ねらい、工事場ねらい、さい銭ねらい等である。

認知件数の推移(最近30年間)を態様別に見ると、1-1-2-3 図1のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3 図2のとおりである。

令和4年は、自転車盗の認知件数が12万8,883件(前年比2万2,298件(20.9%)増)と、前年より大きく増加した。

特殊詐欺(本節3項(4)参照)に関係する手口である払出盗(不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM(CDを含む。)から現金を窃取するもの)及び職権盗(公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するもの)の認知件数は、近年増加傾向にあったところ、令和4年は、払出盗が8,070件(前年比4.3%減)、2年、3年と前年より減少していた職権盗が2,297件(同3.1%増)であった(警察庁の統計による。)。

1-1-2-3 図 窃盗 認知件数の推移(態様別、手口別)

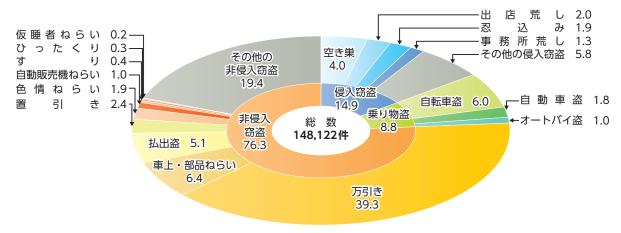


注 警察庁の統計による。

令和4年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4図のとおりである(手口別の検挙件数については、CD-ROM参照)。

1-1-2-4 図 窃盗 検挙件数の手口別構成比

(令和4年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 - 2 「私出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM (CDを含む。) から現金を窃取するものをいう。
 - 3 「その他の侵入窃盗」は、倉庫荒し、金庫破り、病院荒し等である。
 - 4 「その他の非侵入窃盗」は、職場ねらい、工事場ねらい、さい銭ねらい等である。

令和4年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗(60.5%)、非侵入窃盗(49.4%)、乗り物盗(9.1%)の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは69.7%であった(警察庁の統計による。)。

2 強制性交等・強制わいせつ

平成29年6月、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交(姦淫)に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等(同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪)の罪は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者性交等の罪と共に、非親告罪とされた。

さらに、令和5年6月16日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)が成立し、これにより、強制わいせつ及び準強制わいせつ並びに強制性交等及び準強制性交等をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて**不同意わいせつ**及び**不同意性交等**とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつの罪又は不同意性交等の罪により処罰することを可能とするなどの処罰規定の整備等が行われた(同年7月13日施行。第2編第1章1項(5)参照)。

強制性交等(前記平成29年法律第72号による改正前は強姦及び準強姦であり、同改正後は強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。)の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)は、1-1-2-5図のとおりである。認知件数は、平成9年から増加傾向を示し、15年に2,472件を記録した後、23年まで減少し続け、24・25年にやや増加したものの、26年から再び減少し、28年は昭和57年以降で最少の989件であった。その後、平成29年からは増加傾向を示し、令和4年は1,655件(前年比267件(19.2%)増)であり(なお、前記平成29年法律第72号による改正によって対象が拡大した点には留意する必要がある。)、うち女性を被害者とするものは1,591件であった(6-1-3-1表参照)。検挙件数も、平成15年に1,569件を記録した後、減少傾向にあったが、29年から増加傾向にあり、令和4年は1,401件(同71件(5.3%)増)であった。検挙率は、平成10年から低下し、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、27年から令和3年まで、いずれの年も90%台と高水準で推移していたが、令和4年は84.7%(同11.2pt低下)であった。このうち、令和4年における監護者性交等の認知件数は82件、検挙件数は79件(検挙率は96.3%)であった(警察庁刑事局の資料による。)。

なお、肛門性交のみ、口腔性交のみ、又は肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする強制性交等について、令和4年に第一審判決があったものとして法務省刑事局に対し各検察庁から報告があった件数は、94件であった(法務省刑事局の資料による。)。



注 警察庁の統計による。

強制わいせつ(前記平成29年法律第72号による改正前は準強制わいせつを含み、同改正後は準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。)の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)は、1-1-2-6図のとおりである。認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成11年から13年にかけて前年比25.8~38.6%の勢いで増加し続け、15年には昭和41年以降で最多の1万29件を記録した。その後、平成21年まで減少し、22年から25年までは増加傾向にあり、26年から令和2年まで減少し続けていたが、4年は4,708件(前年比425件(9.9%)増)と、3年に引き続き前年より増加した。なお、前記平成29年法律第72号による改正によって対象が縮小(口腔性交及び肛門性交が、強制性交等の対象行為となった。)及び拡大(監護者わいせつが新設された。)した点には留意する必要がある。検挙件数は、平成5年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台前半、令和元年から3年までは3,000件台後半でそれぞれ推移していたが、4年は4,062件(同194件(5.0%)増)であった。検挙率は、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt低下し、14年には35.5%と昭和41年以降で最低を記録したが、その後は上昇傾向にあったところ、令和4年は86.3%(同4.0pt低下)であった(CD-ROM参照)。

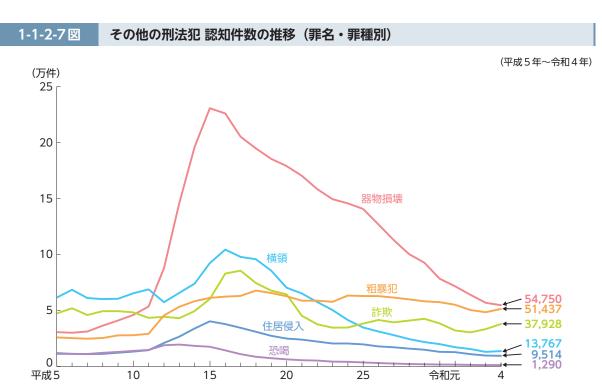
このうち、令和4年における監護者わいせつの認知件数は87件、検挙件数は85件(検挙率は97.7%)であった(警察庁刑事局の資料による。)。



注 警察庁の統計による。

その他の刑法犯

窃盗及び強制性交等・強制わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移 (最近30年間) を見ると、1-1-2-7図のとおりである。

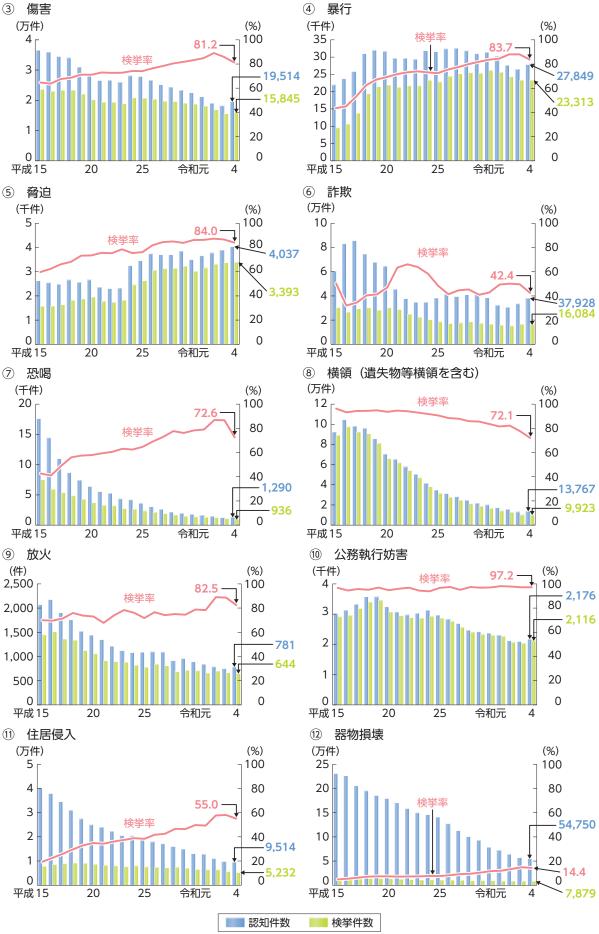


- 警察庁の統計による。
 - 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 - 「横領」は、遺失物等横領を含む。

認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近20年間)を罪名別に見ると、1-1-2-8図のとおりで ある (詳細については、CD-ROM資料 1-2 及び 1-3 参照)。

なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、略取誘拐・人身売買、通貨偽造、文書偽 造等及び賭博・富くじの認知件数等についてはCD-ROM参照。





注 1 警察庁の統計による。

² 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

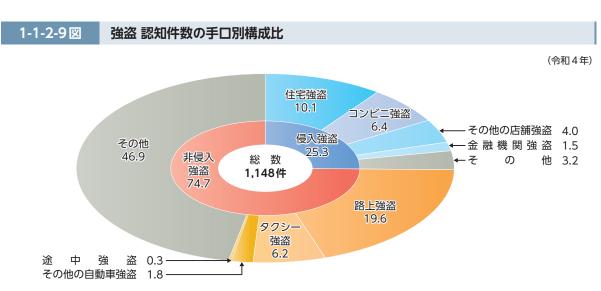
(1) 殺人(1-1-2-8図1)

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、その後はおおむね横ばいで推移していたが、令和4年は3年に引き続き戦後最少を更新し、853件(前年比21件(2.4%)減)であった。検挙率は、安定して高い水準(4年は95.8%)にある。

(2)強盗(1-1-2-8図2)

強盗の認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向にあり、令和4年は戦後最少を更新した3年からわずかに増加し、1,148件(前年比10件(0.9%)増)であった。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和4年は92.3%(同7.0pt低下)と前年と比べて低下したものの、依然として高い水準にある。

令和4年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-9図のとおりである。



- 注 1 警察庁の統計による。
 - 2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの(暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。)をいう。
 - 3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

(3) 傷害・暴行・脅迫 (1-1-2-8 図3~5)

傷害の認知件数は、平成15年に3万6,568件を記録した後、16年から減少傾向にあったが、令和4年は前年と比べて増加し、1万9,514件(前年比1,369件(7.5%)増)であった。暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、2万9,000件台から3万2,000件台で推移した後、令和元年から減少傾向にあったが、4年は前年と比べて増加し、2万7,849件(前年比1,413件(5.3%)増)であった。脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたところ、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移していたが、令和4年は昭和43年以来54年ぶりに4,000件を上回り、4,037件(同144件(3.7%)増)であった。いずれの検挙率も、平成16年前後からおおむね上昇傾向にあり、令和4年は前年と比べて低下したものの、依然として高い水準にある。

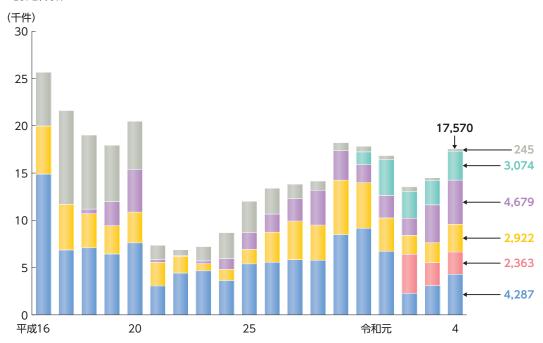
(4) 詐欺 (1-1-2-8図6)

詐欺の認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の8万5,596件を記録した。その後、平成18年から減少に転じ、24年からは増加傾向を示していた。その後、30年から再び減少していたが、令和4年は3年に引き続き前年と比べて増加し、3万7,928件(前年比4,575件(13.7%)増)であった。検挙率は、平成16年に32.1%と戦後最低を記録した後、17年から上昇に転じ、23年から26年までの低下を経て、その後は上昇傾向にあったが、令和4年は前年と比べて低下し、42.4%(同7.1pt低下)であった。

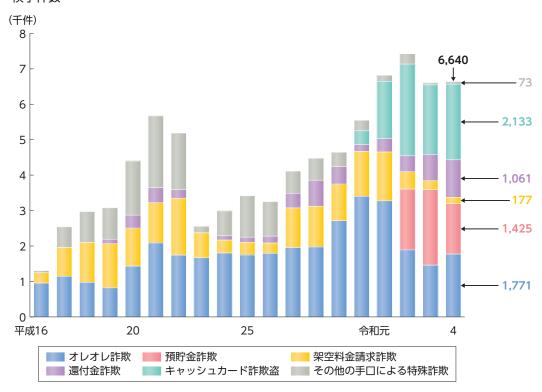
特殊詐欺(被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振 込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。現金等を脅し取る恐 喝及びキャッシュカード詐欺盗(警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をか け、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させ た上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの)を含む。)の認知件数、検挙件数 及び被害総額(現金被害額及び詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出 された額(以下「ATM引出し額」という。)の総額をいう。ただし、ATM引出し額については、平 成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは、オレオレ詐欺に係るもののみを計上し ている。) の推移(統計の存在する平成16年以降) は、1-1-2-10図のとおりである。令和4年にお ける特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、いずれも前年と比べて増加し、それぞれ17,570件(前年 比21.2%増)、約371億円(前年比31.5%増)であり、被害総額は8年ぶりに増加した。主要な手 口別に見ると、預貯金詐欺(親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用さ れており、キャッシュカードの交換手続が必要である」等の名目で、キャッシュカード、クレジット カード、預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)もの)以外の手口では、認知件数及び被害総額が前 年と比べて増加しており、特にオレオレ詐欺は、それぞれ4.287件(前年比1,202件(39.0%)増)、 約129億円(前年比42.7%増)と大きく増加した(警察庁刑事局の資料による。)。

(平成16年~令和4年)

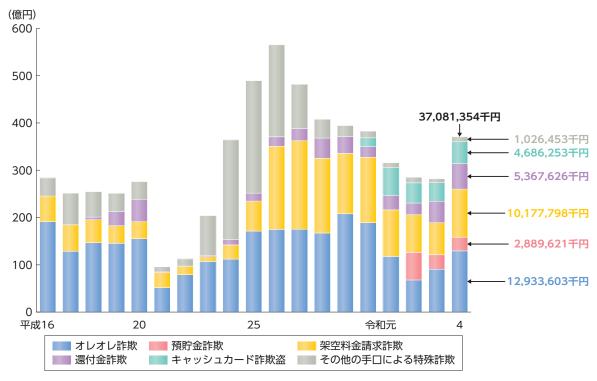
① 認知件数



② 検挙件数



③ 被害総額



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 - 2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。)の総称である。
 - 3 「オレオレ詐欺」は、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。
 - 4 「預貯金詐欺」は、親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要である」等の名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)ものをいい、従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。
 - 5 「架空料金請求詐欺」は、未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。
 - 6 「還付金詐欺」は、税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
 - 7 「キャッシュカード詐欺盗」は、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが 不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃 取するものをいう。
 - 8 「その他の手口による特殊詐欺」は、特殊詐欺のうち、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺 及びその他の特殊詐欺をいう。
 - 9 各数値は、次の類型の合計である。
 - 平成16年~17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 - 18年~21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
 - 22年~29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際
 - あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 - 30年~令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際
 - あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 - 2年~4年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際 あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 - 10 「被害総額」は、現金被害額及び詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。 ただし、同キャッシュカード等を使用してATMから引き出された額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
 - 11 金額については、千円未満切捨てである。

(5) 恐喝 (1-1-2-8図⑦)

恐喝の認知件数は、平成13年に1万9,566件を記録した後、14年から減少し続けていたが、令和4年は前年と比べて増加し、1,290件(前年比53件(4.3%)増)であった。

(6) 横領(1-1-2-8図8)

横領(遺失物等横領を含む。)の認知件数は、平成16年に戦後最多の10万4,412件を記録した後、17年から減少し続けていたが、令和4年は前年と比べて増加し、1万3,767件(前年比739件(5.7%)増)であった。

(7) 放火 (1-1-2-8 図9)

放火の認知件数は、平成16年に2,174件を記録した後、17年から減少傾向にあったが、令和4年は前年と比べて増加し、781件(前年比32件(4.3%)増)であった。

(8) 公務執行妨害 (1-1-2-8 図10)

公務執行妨害の認知件数は、平成18年に戦後最多の3,576件を記録した後、19年から減少傾向にあったが、令和4年は前年と比べて増加し、2,176件(前年比82件(3.9%)増)であった。

(9) 住居侵入(1-1-2-8図⑪)

住居侵入の認知件数は、平成15年に戦後最多の4万348件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和4年は9,514件(前年比266件(2.7%)減)であった。

(10) 器物損壊 (1-1-2-8図2)

器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続けており、令和4年は5万4,750件(前年比2,175件(3.8%)減)であった。検挙率は、平成16年から上昇傾向にあり、令和4年は14.4%(同0.5pt低下)であったが、依然、刑法犯全体と比べて著しく低い。

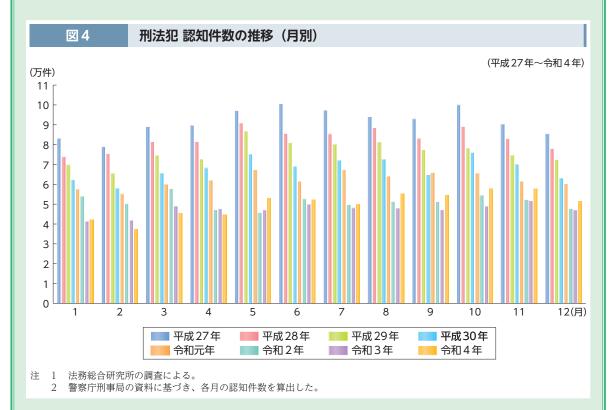
コラム2 新型コロナウイルス感染症と刑法犯認知件数の推移

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、我が国においては、令和2年4月7日以降、合計3度にわたる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下このコラムにおいて「緊急事態宣言」という。)が発出され、また、3年4月5日以降、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置(以下このコラムにおいて「まん延防止等重点措置」という。)が全国41都道府県において実施され、移動を伴う行動の自粛を始めとする感染防止策が講じられた。その後、感染拡大状況等の変化に伴い、緊急事態宣言は3年9月30日まで、まん延防止等重点措置は4年3月21日までで、それぞれ全ての都道府県において終了した。全国の主要地点・歓楽街の人出(出典:内閣官房ホームページ(https://corona.go.jp/various-data/))を見ると、第1回緊急事態宣言(2年4月及び5月)下においては大幅に落ち込んだが、その後は増減を繰り返しながら徐々に回復し、4年は、2年及び3年に比べ、元年の水準に近づいている。

令和4年版犯罪白書では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請により、在宅人口の増加・駅や繁華街の人流(人々の移動に伴う動き)の減少が起こり、その結果、犯罪被害のターゲットとなる留守宅や通行人等が減少したことが、令和2年及び3年における窃盗を始めとする刑法犯認知件数の減少理由の一つと考えられることを指摘した。このことからすると、行動制限の緩和等により人の移動が活発化すれば、犯罪の動向にも再び影響を及ぼす可能性が考えられるところである。そこで、このコラムでは特に令和4年における刑法犯認知件数の月別の推移について、3年以前の動向と比較するなどして見ていくこととする。

いわゆるコロナ禍前の5年間(平成27年から令和元年まで)の動向との比較もできるよう、平成27年から令和4年までの刑法犯認知件数の総数の推移を月別に見ると、**図4**のとおりである。刑法犯認知件数は、近年減少傾向にあったところ、月別では、4年5月以降の各月において、いずれも前年同月と比べて増加し、かつ、4年7月以降の各月において、いず

れも2年の同月と比べても増加していた。一方、4年のいずれの月も元年以前の同月の件数 を超えなかった。



令和4年における刑法犯の認知件数を罪種別に見ると、最も件数の多い窃盗のうち、乗り 物盗は、5月以降の各月において、前年同月比20%を超えて増加した。非侵入窃盗は、7月 を除く5月以降の各月において、前年同月と比べて増加した。侵入窃盗は、5月を除き7月 までは前年同月と比べて減少した月が続いていたが、8月以降の各月においては、増加した。 窃盗以外について見ると、傷害は、4月以降の各月において、暴行は、5月以降の各月にお いて、強盗は、11月を除く5月以降の各月において、強制性交等は、7月を除く3月以降の 各月において、強制わいせつは、6月を除く4月以降の各月において、それぞれ前年同月と 比べて増加した(CD-ROM参照)。詐欺は、7月を除く全ての月で前年同月と比べて増加し、 中でも特殊詐欺は、4月を除く全ての月で前年同月と比べて増加した(警察庁刑事局の資料 による。)。他方で、殺人及び放火は、令和3年以前と比較しても、特徴的な増減は見られな かった (CD-ROM参照)。

以上のとおり、令和4年における月別の刑法犯認知件数は、5月以降、前年同月と比べて 増加しているところ、まん延防止等重点措置が完全に終了するなどし、人の移動が活発化し たことがその増加理由の一つとして考えられる。4年5月以降の認知件数を罪種別に見ても、 例えば乗り物盗の大幅な増加や、暴行及び傷害の増加などは、駅や繁華街の人流の増加を始 めとする人の移動の活発化により犯罪発生の機会が増加したことがその一因となったと言え そうである。一方、刑法犯認知件数を年単位で見ると、4年は、依然として、新型コロナウ イルス感染症の感染拡大が始まる前である元年及び同感染症感染拡大後の2年の水準を下 回っており、刑法犯認知件数が4年5月を境に増加に転じたとまでは言い切れない。引き続 き5年以降の動向を注視していく必要がある。

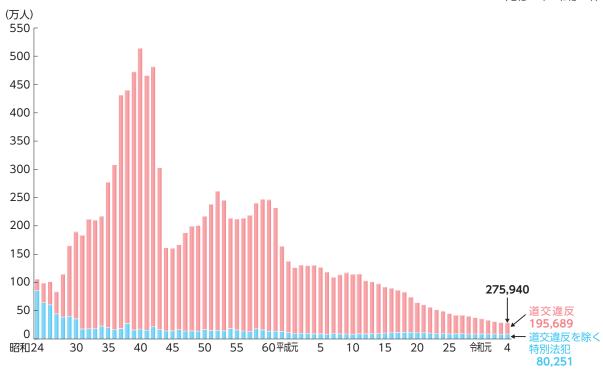
特別法犯

第1節 主な統計データ

令和4年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

	会和4年の主	とな統計データ	(特別法	(可	
	1012 1 1 102	検察庁新規受理人員	(構成比)	(前年上	ł.)
(1)	道路交诵法違反	194,790人	(70.6%)	(-10,564人、	_,
<u>(2)</u>	覚醒剤取締法違反	9,864人	(3.6%)	(-2,956人、	- 23.1%)
(3)	大麻取締法違反	7,767人	(2.8%)	(-450人、	- 5.5%)
4	軽犯罪法違反	7,551人	(2.7%)	(-85人、	- 1.1%)
(5)	廃棄物処理法違反	6,852人	(2.5%)	(-755人、	- 9.9%)
6	銃刀法違反	5,466人	(2.0%)	(+65人、	+ 1.2%)
7	入管法違反	4,695人	(1.7%)	(-517人、	- 9.9%)
8	児童買春・児童ポルノ禁止法違反	3,149人	(1.1%)	(+56人、	+ 1.8%)
9	犯罪収益移転防止法違反	2,875人	(1.0%)	(+427人、	+ 17.4%)
10	自動車損害賠償保障法違反	2,618人	(0.9%)	(-470人、	- 15.2%)
	その他	30,313人	(11.0%)		
総	数	275,940人	(100.0%)	(-14,712人、	- 5.1%)
		【平成15年総数】		【平成15	年比】
		917,694人		[-641,754人、	-69.9%]
1	1 検察統計年報による。 2 「道路交通法違反」は、保管場所法違反を含ま	こない。			

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移(昭和24年以降)は、1-2-1-1図のとおりである(罪名別 の人員については、CD-ROM資料1-4参照)。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通 告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に 同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。平成元年から11年までは増減を繰り返 していたが、12年からは22年連続で減少しており、18年からは、昭和24年以降における最少を記 録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成13年から増加し、19年(11万9,813 人)をピークとして、その後は増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあり、令和4年は8万251 人(前年比4,231人(5.0%)減)であった(CD-ROM参照)。

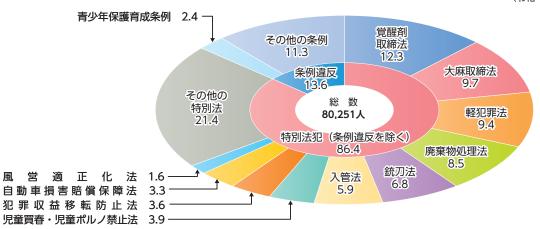


- 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 - 「道交違反」は、道路交通法(昭和35年法律第105号)による廃止前の道路交通取締法(昭和22年法律第130号)及び同法施行令 (昭和28年政令第261号)、同法による廃止前の自動車取締令(昭和8年内務省令第23号)並びに昭和28年総理府令第54号による廃 止前の道路交通取締令(昭和22年内務省令第40号)の各違反を含む。

令和4年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2図の とおりである。

1-2-1-2図 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和4年)



- 注 1 検察統計年報による。
 - 2 道交違反を除く。

迷惑防止条例違反のうち痴漢事犯の検挙件数(電車内以外で行われたものを含む。)は、平成27年 以降2,700~3,200件台で推移していたところ、令和2年(1,915件)に大きく減少(前年比874件 (31.3%) 減) し、4年は2,233件(同302件(15.6%)増)であった(警察庁生活安全局の資料に よる。)。

第2節 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移(最近20年間)は、1-2-2-1 図のとおりである。なお、 交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第4編第1、2、4及び5の各章 をそれぞれ参照。

銃刀法違反は、平成21年(6,989人)をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね 横ばいとなっており、令和4年は5.466人(前年比1.2%増)であった(CD-ROM資料1-4参照)。 なお、3年6月、同法が改正され(令和3年法律第69号)、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有す るクロスボウについて、所持の禁止の対象とするとともに、所持許可制に関する規定を整備し、不法 所持に対する罰則の新設等が行われた(4年3月施行)。

廃棄物処理法違反は、平成19年(8,879人)をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はお おむね横ばいで推移していたが、令和2年(7.665人)に増加し(前年比8.8%増)、3年からは再び減少し、 4年は6,852人(同9.9%減)であった(CD-ROM資料1-4参照)。なお、平成29年6月、同法が改正さ れ (平成29年法律第61号)、産業廃棄物管理票の交付・写し送付・回付義務違反、虚偽交付、虚偽記載、 写し保存義務違反等産業廃棄物管理票に関連する罰則の法定刑の引上げ等が行われた(30年4月施行)。

風営適正化法違反は、平成19年(4,900人)をピークに減少傾向にあり、令和4年は1,294人(前 年比3.1%減)であった(CD-ROM資料1-4参照)。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成 11 年の同法施行後増加傾向にあり、29 年以降は 3**,**000 ~ 3.500人台で推移しており、令和4年は3.149人(前年比1.8%増)であった(CD-ROM資料1-4参照)。 なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第6章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆる リベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同 章第3節をそれぞれ参照。

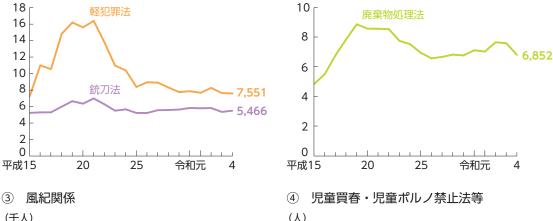
② 環境関係

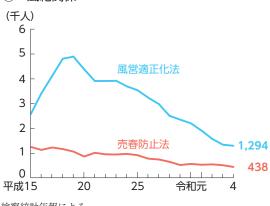
(千人)

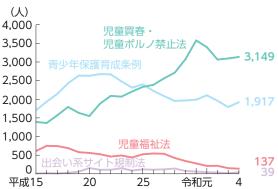
1-2-2-1 図 主な特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(平成15年~令和4年)









令和4年における**公職選挙法**(昭和25年法律第100号)違反の検察庁新規受理人員は、前年の468人から224人に減少した(CD-ROM資料**1-4**参照)。

令和4年における各種選挙違反の検挙人員(警察が検挙した公職選挙法違反に限る。)は、前年の215人から194人に減少した。違反態様別に見ると、「買収、利害誘導」が51人(26.3%)と最も多く、次いで、「選挙の自由妨害」が26人(13.4%)、「文書図画に関する制限違反」が23人(11.9%)、「詐偽登録、虚偽宣言等、詐偽投票、投票の偽造・増減、代理投票における記載義務違反」及び「公務員等の選挙運動等の制限違反」がそれぞれ21人(10.8%)の順であった(警察庁の統計による。)。

なお、令和2年6月には、公職選挙法が改正され(令和2年法律第41号)、住所要件を満たさない者の立候補を抑止するため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加され、前記宣誓内容に虚偽があった場合についても処罰対象とされた(同年9月施行)。

第3章

諸外国における犯罪動向

第1節 諸外国における犯罪

この節では、韓国、フランス、ドイツ、英国(イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。)及び米国の5か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合(国連)薬物・犯罪事務所(UNODC**: United Nations Office on Drugs and Crime)(注1) が実施し、公表しているデータ(dataUNODC)を使用する(注2)。UNODCの犯罪情勢等に関する調査(UN-CTS: United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems)においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、強盗、窃盗及び性暴力について、前記5か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する(なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後も数値の変更があり得ることに留意する必要がある。)。

- 注1 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会 (コミッション) (第2編第6章第1節参照)等の事務局を務めている。
- 注2 dataUNODCから入手できなかった数値等のうち日本の数値については、**1-3-1-2表**、**1-3-1-3表**及び**1-3-1-4表**の各表の脚注 l のとおりである。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率(人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。)の推移(令和2年(2020年)までの最近5年間)を見ると、1-3-1-1表のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2016年~2020年)

① 日本

年 次 発生件数 発生率 2016年 362 0.3 2017 306 0.2 2018 334 0.3 2019 319 0.3 2020 318 0.3

2 韓国

年 次	発生件数	発生率
2016年	356	0.7
2017	301	0.6
2018	309	0.6
2019	297	0.6
2020	308	0.6

③ フランス

年 次	発生件数	発生率
2016年	779	1.2
2017	710	1.1
2018	696	1.1
2019	753	1.2
2020	692	1.1

④ ドイツ

<u> </u>					
年 次	発生件数	発生率			
2016年	963	1.2			
2017	813	1.0			
2018	788	1.0			
2019	623	0.7			
2020	782	0.9			

(5) 英国

年 次	発生件数	発生率			
2016年	759	1.2			
2017	779	1.2			
2018	723	1.1			
2019	768	1.2			
2020	673	1.0			

6 米国

年 次	発生件数	発生率
2016年	17,413	5.3
2017	17,294	5.2
2018	16,374	4.9
2019	16,669	5.0
2020	21,570	6.4

- 注 1 dataUNODC(令和5年(2023年)7月3日確認)及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版(World Population Prospects 2022) による。
 - 2 「殺人」は、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。
 - 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口(各年7月1日時点の推計値)10万人当たりの発生件数である。
 - 4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

強盗

この項でいう「強盗」とは、dataUNODCにおける「Robbery」をいう。各国における「強盗」 の発生件数及び発生率の推移(令和2年(2020年)までの最近5年間)を見ると、1-3-1-2表のと おりである。

各国における強盗の発生件数・発生率の推移 1-3-1-2表

(2016年~2020年)

① 日本

○ ■ .						
年 次	発生件数	発生率				
2016年	2,332	1.8				
2017	1,852	1.5				
2018	1,787	1.4				
2019	1,511	1.2				
2020	1,397	1.1				

2 韓国

年 次	発生件数	発生率
2016年	1,149	2.2
2017	967	1.9
2018	821	1.6
2019		
2020		

③ フランス

O						
年 次	発生件数	発生率				
2016年	32,876	51.4				
2017	30,956	48.3				
2018	28,553	44.4				
2019	28,524	44.3				
2020						
	2016年 2017 2018 2019	2016年 2017 2018 201932,876 30,956 28,553 28,524				

④ ドイツ

年 次	発生件数	発生率
2016年	43,009	52.2
2017	38,849	47.0
2018	36,756	44.3
2019	36,052	43.4
2020		

(5) 英国

年 次	発生件数	発生率
2016年	61,440	93.6
2017	79,212	119.9
2018		
2019		
2020		

6 米国

~ · —		
年 次	発生件数	発生率
2016年	332,800	101.7
2017	320,600	97.2
2018	281,300	84.7
2019	268,000	80.2
2020		

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC(令和5年(2023年)4月18日確認)による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかっ た2017年から2020年までの「日本」の数値は、警察庁刑事局の資料による。
 - 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版(World Population Prospects 2022)による。
 - 3 「強盗」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Robbery」をいう。
 - 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口(各年7月1日時点の推計値)10万人当たりの発生件数である。
 - 5 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を 示している。
 - 6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

3 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODCにおける「Burglary」(「侵入盗」)と「Theft」(「侵入盗以外の窃盗」)の二つの類型をいう。各国における各類型の発生件数及び発生率の推移(令和2年(2020年)までの最近5年間)を手口別に見ると、1-3-1-3表のとおりである。

1-3-1-3表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2016年~2020年)

① 日本

年 次		侵入盗	Š.	侵入盗以外	の窃盗		
	+	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
	2016年	76,477	(60.2)	646,671	(509.2)	35,959	(28.3)
	2017	73,122	(57.7)	582,376	(459.8)	30,397	(24.0)
	2018	62,745	(49.7)	519,396	(411.4)	23,920	(18.9)
	2019	57,808	(46.0)	474,757	(377.4)	18,398	(14.6)
	2020	44,093	(35.2)	373,198	(298.0)	14,228	(11.4)

2 韓国

年 次	侵入盜	Z.	侵入盗以外	の窃盗		
年 次	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2016年	47,745	(93.1)	203,037	(395.7)	3,501	(6.8)
2017	35,681	(69.3)	183,757	(356.7)	2,733	(5.3)
2018	32,710	(63.3)	176,809	(342.1)	2,707	(5.2)
2019	30,853	(59.6)	186,957	(360.9)	2,652	(5.1)
2020	25,675	(49.5)	179,517	(346.3)	2,771	(5.3)

③ フランス

年 次	侵入盗	Š.	侵入盗以外	の窃盗		
4 次	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2016年	382,910	(598.4)	1,381,425	(2,158.8)	161,512	(252.4)
2017	382,828	(596.8)	874,768	(1,363.8)		(···)
2018	355,283	(552.7)	859,978	(1,337.9)	•••	(···)
2019	353,067	(548.2)	878,413	(1,364.0)		(···)
2020	295,049	(457.6)	680,196	(1,054.9)	•••	(···)

④ ドイツ

<i>F</i> %	侵入盗	i	侵入盗以外	の窃盗		
年 次	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2016年	432,730	(525.6)	1,290,481	(1,567.4)	59,633	(72.4)
2017	365,182	(442.0)	1,156,422	(1,399.6)	54,114	(65.5)
2018	326,409	(393.8)	1,082,478	(1,305.8)	50,440	(60.8)
2019	311,231	(374.3)	1,025,321	(1,233.1)	48,557	(58.4)
2020	298,357	(358.0)	931,793	(1,118.2)	42,906	(51.5)

5 英国

年次	侵入盗	i	侵入盗以外	の窃盗		
4 次	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車	車盗
2016年	435,779	(663.7)	1,576,407	(2,401.0)	103,932	(158.3)
2017	459,600	(695.7)	1,682,954	(2,547.4)	118,456	(179.3)
2018	443,035	(666.9)	1,703,875	(2,564.8)	126,516	(190.4)
2019	•••	(···)	•••	(···)		(···)
2020		(···)		(···)		(···)

6 米国

年 次	侵入盗	Š.	侵入盗以外	の窃盗		
+ 次	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2016年	1,516,400	(463.4)	5,644,800	(1,725.1)	767,300	(234.5)
2017	1,397,000	(423.6)	5,513,000	(1,671.7)	772,900	(234.4)
2018	1,230,100	(370.4)	5,217,100	(1,570.8)	748,800	(225.4)
2019	1,117,700	(334.3)	5,086,100	(1,521.3)	721,900	(215.9)
2020		(···)		(···)	•••	(···)

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC(令和5年(2023年)7月3日確認)による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2017年及び2018年の「日本」の「発生件数」の数値は、警察庁刑事局の資料による。また、dataUNODCと警察庁刑事局の資料の数値が異なる2016年の「日本」の「侵入盗以外の窃盗」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。
 - 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版(World Population Prospects 2022)による。
 - 3 dataUNODCによる場合、「侵入盗」は同資料における「Burglary」を、「侵入盗以外の窃盗」は同資料における「Theft」を、「自動車盗」は同資料における「Theft of a motorized vehicle」を、それぞれいう。
 - 4 「日本」の「侵入盗以外の窃盗」は自転車盗を含み、「侵入盗」と「侵入盗以外の窃盗」の合計は、1-1-2-1図①の窃盗の認知件数と 一致する。
 - 5 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。
 - 6()内は、発生率(前記人口推計に基づく人口(各年7月1日時点の推計値)10万人当たりの発生件数)である。
 - 7 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
 - 8 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODCにおける「Sexual violence」をいう。各国におけ る「性暴力」の発生件数及び発生率の推移(令和2年(2020年)までの最近5年間)を見ると、 1-3-1-4表のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数 (認知件数) の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-4表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2016年~2020年)

① 日本

年 次	発生件数	発生率
2016年	7,177	5.7
2017	6,918	5.5
2018	6,647	5.3
2019	6,305	5.0
2020	5,486	4.4

2 韓国

年 次	発生件数	発生率
2016年	22,200	43.3
2017	24,110	46.8
2018	23,478	45.4
2019	23,537	45.4
2020	21,717	41.9

③ フランス

<u> </u>									
	年 次	発生件数	発生率						
	2016年	35,464	55.4						
	2017	39,690	61.9						
	2018	47,475	73.9						
	2019	54,310	84.3						
	2020	56,374	87.4						

④ ドイツ

年 次	発生件数	発生率		
2016年	37,166	45.1		
2017	34,815	42.1 49.0		
2018	40,585			
2019	40,724	49.0		
2020	41,079	49.3		

(5) 英国

年 次	発生件数	発生率
2016年	135,445	206.3
2017	166,104	251.4
2018	178,347	268.5
2019		
2020		

6 米国

年 次	発生件数	発生率			
2016年	132,400	40.5			
2017	135,666	41.1			
2018	143,765	43.3			
2019	143,224	42.8			
2020	126,430	37.6			

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC(令和5年(2023年)7月3日確認)による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかっ た2017年から2019年までの「日本」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。
 - 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計 2022 年版(World Population Prospects 2022)による。
 - 3 「性暴力」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Sexual violence (Rape, Sexual assault and Other acts of sexual violence)」をいう。ただし、米国については、同資料における「Sexual violence (Rape)」のみのデータである。 なお、「日本」の「性暴力」は、強制性交等及び強制わいせつをいう。
 - 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口(各年7月1日時点の推計値)10万人当たりの発生件数である。
 - 5 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を 示している。
 - 6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

第2節 国外における日本人の犯罪

日本人の出国者数は、令和元年(2019年)が2,008万669人であったところ、令和2年(2020 年)が317万4,219人(前年比84.2%減)、令和3年(2021年)が51万2,244人(同83.9%減)と 2年連続で大きく減少したが、令和4年(2022年)は、277万1,770人(同441.1%増)と大きく 増加した(出入国在留管理庁の資料による。)。

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人による犯罪は、令和2年(2020年) は173件(前年比58.6%減)、令和3年(2021年)は144件(同16.8%減)と2年連続で減少した。 罪名・罪種別に犯罪件数を見ると、1-3-2-1表のとおりである。国外における日本人による犯罪の件 数は、例年に比べて減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で出国者数が大幅に 減少したこともその一因と考えられる。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

(令和元年(2019年)~令和3年(2021年))

年 次	総数	殺人	薬物関係法令違反	傷 ・ 暴 行	強制性交 等・強制 わいせつ	窃盗	詐 欺	外国為替 ・関税関係 法令違反	出入国 ・査証	道路交通 関係法令 違反	売買春	銃器等 関係法令 違反	その他
元年	418 (100.0)	3 (0.7)	31 (7.4)	41 (9.8)	26 (6.2)	22 (5.3)	16 (3.8)	13 (3.1)	126 (30.1)	31 (7.4)	7 (1.7)	3 (0.7)	99 (23.7)
2	173 (100.0)	3 (1.7)	14 (8.1)	20 (11.6)	2 (1.2)	12 (6.9)	9 (5.2)	4 (2.3)	59 (34.1)	7 (4.0)	1 (0.6)	-	42 (24.3)
3	144 (100.0)	2 (1.4)	8 (5.6)	24 (16.7)	5 (3.5)	2 (1.4)	11 (7.6)	(0.7)	58 (40.3)	4 (2.8)	2 (1.4)	2 (1.4)	25 (17.4)

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 - 「出入国・査証」は、不法滞在等をいう。 「その他」は、脅迫・恐喝を含む。

 - 4 () 内は、構成比である。